

大原公園スケートボード場の使用基準

安全で楽しくご利用していただくために、次のルールとマナーを守り、事故やケガのないよう楽しく利用してください。

1. 施設について

- ・施設内で起きた事故、けが等については**自己責任**です。この施設での事故等については、一切の責任は負いません。(もしもの事故等にそなえて、損害保険の加入をお勧めします)
- ・この施設はスケートボード・インラインスケート・BMX 専用の施設です。
(上記以外の目的での使用を禁止します。)
- ・**保護具(ヘルメット)を必ず着用して**施設を使用してください。また、保護具は使用者が用意し、危険防止のため、衣服の着用をお願いします。
- ・スポーツ団体などによる大会及び講習会などの開催時は、一般の方の使用を制限させていただく場合がございます。
- ・使用者が多数となった場合は、安全のため入場制限をさせていただく場合がございます。
- ・施設内での紛失・盗難などの責任は一切負いません。
(※貴重品はご本人が保管管理してください。)

2. ご使用にあたって

- ・施設を使用される時は事前の登録が必要であり、「**使用者登録**」(様式第1号)が必要です。登録は都市整備課にて登録手続きを行ってください。また、登録手続きは開庁日のみとし閉庁日の手続きについては、事前に都市整備課へご連絡下さい。
 - ①使用規則及び使用上の注意をご確認いただき、ご本人さまの署名が必要です。
 - ②18歳以下の方は、保護者の同意と署名が必要です。
 - ③登録された方には「登録済証」を発行しますので、施設をご使用の際は「登録済証」を携帯してください。尚、「登録証」の貸し借りは禁止します。
 - ④使用者登録の期間はその年度末(3月31日)までとし、引続き施設をご利用する場合は更新手続きを4月1日以降に行ってください。
- ・小学生以下の入場には成年の保護者の付き添いが必要です。
- ・満4歳未満の方は使用できません。
- ・施設を使用する時は、受付簿に必要事項を記入して使用してください。
- ・使用者は無理せず、自分のレベルにあった使用をしてください。
- ・ゴミは必ず各自でお持ち帰りください。(ゴミ箱は設置していません。)
- ・施設の使用時間は、9:00から20:00までです。

- ・施設を占有して使用する場合は、1時間につき250円の使用料が必要ですので、事前に申請を行ってください。

3. 禁止事項

- ・飲酒及び酒気を帯びての使用
- ・施設内へ飲食物の持込。(水分補給のための飲み物は除きます)
- ・火気の使用。(喫煙・花火等)
- ・カン・ビンの持ち込み(ペットボトルの持ち込みはできます)
- ・落書き、ステッカーを貼ること
- ・器材など持ち込み(大会及び講習会は除きます)
- ・目的外のアイテムの使用
- ・スケートボード場外での滑走(公園内駐車場を含むすべてのエリア)
- ・BMXを使用する場合に、施設を損傷する恐れのある「金属製ペグ」の使用は禁止

4. 注意事項

- ・プロテクター(ひじ・ひざ・リスト)の着用をお勧めします。
- ・同時に何人もの滑走は危険です。ゆずりあって使用してください。
- ・見学のお客様は事故防止のため、入場はできません。
- ・故意に施設を破損した場合は、原状回復(補修)を原則とし、修理費などは使用者の負担となります。
- ・犬・猫などペットの入場はできません。
- ・施設の使用時間をしっかり守りましょう。
- ・雨天・悪天候の時は使用を禁止します。指示に従ってください。
- ・風紀を乱し、他の使用者に迷惑をかけることを禁じます。
- ・ゴミ等は各自でゴミ袋を持参し、持ち帰るようにお願いします。
- ・専用することなく、思いやりと譲り合いの精神で、モラルを守って使用しましょう。

※以上の注意事項及びマナー違反等が合った場合や、職員・警備員の指示に従わない場合は、退場を命じることもあります。また、施設使用のマナー違反等が頻繁な場合は施設を閉鎖する場合があります。

管 理 者：日田市役所 都市整備課 公園緑地係

23-3111 (代表) 22-8217 (直通)